

# 会 議 要 旨

- 1 会 議 名 第9期 北九州市人権施策審議会 第1回会議
- 2 開催日時 令和5年8月3日(木) 14時00分～16時00分
- 3 開催場所 大手町ビル(ムーブ)5階 小セミナールーム
- 4 出席者氏名  
(委 員) 工藤一成、大島まな、磯田佳宏、植竹克典、尾形由起子、  
河嶋静代、田中眞弓、玉井竜滋、花岡浩、平池秀幹、森聖子、  
吉田ゆかり  
計12人(敬称略)  
(事務局) 保健福祉局長、人権推進センター所長、教育委員会人権教育担当  
部長、他関係職員  
計11人

## 5 会議の概要

- (1) 保健福祉局長 あいさつ
- (2) 委員紹介(委嘱状机上配布)
- (3) 市側出席者紹介
- (4) 会長及び副会長の選出
- (5) 会長 あいさつ
- (6) 議事 第1号議案

令和4年度北九州市人権行政指針関係事業の取組結果と今後の方向性

主な質問と意見および回答は次のとおり。

### ○第1号議案について

(質問) 北九州市社会福祉審議会等では、高齢化や子どもの貧困等、どのような課題が提示されているか。

(回答) 北九州市地域福祉計画の進捗把握・評価を行う、北九州市社会福祉審議会の地域支援専門分科会では、高齢化や地縁関係の希薄化の中での地域活動の担い手不足や、問題を抱える世帯に対する包括的な支援体制の必要性が議論されている。

こうした議論を踏まえ、地域活動の担い手確保や重層的支援体制の構築に向けた方策を検討・協議している。

(質問) 北九州市立男女共同参画センター（ムーブ）における相談事業では、「ラインによる相談のモデル事業を開始し、傾向や課題の分析を行った」とあるが、分析からみえてきたこととは何か。

(回答) 他相談事業と比較し10代、20代の割合が増え、対面や電話での相談が苦手な方も利用している。

一方で、若年層の割合は増えたが、相談件数は伸びていないため、更なる周知と、相談者のニーズに対応したトータルな相談体制が必要である。

(意見) 良さそうな感じはするが、解決に向け何回かのやり取りが必要である。

電話と違い、即時の回答ができない側面はあるが、気軽に相談できる手段としてニーズがある世代が確実に生まれており、今後、組織的な分析を進めることにより、相談支援全体の方法論の向上に繋がっていくのではないかと。

(質問) 学校支援のための講師等配置事業において、「子どもたちの人権感覚をはぐくむ環境づくりができた」とあるが、具体的にどのような環境づくりができたのか。

(回答) 令和4年度実績では、市内約4分の1にあたる校、園に46名の支援講師を配置し、学習支援や長期欠席、不登校対策等の個別の指導や支援を行った。

担任だけでなく多面的に子どもを見守り、子どもを理解し、より安全安心に学校で過ごすことができ、学びの保障も推進され、子どもの居場所づくりができる。

(質問) 『北九州子どもつながりプログラム』とは、どのような内容でどのように活用されているのか。

(回答) 『北九州子どもつながりプログラム』は、子どものコミュニケーションスキルを高めるためのトレーニングプログラムであり、具体的には、道徳や特別活動の時間に実施し、ロールプレイ等を通じ、相手の気持ちを考える体験をさせている。

また、このプログラムには、アンガーマネジメントやストレスマネジメントも含まれ、実施の結果、子どもたちの挨拶や笑顔が増え、集団が温かくなったとの先生からの感想もあり、継続して実施していく。

(意見) このプログラムを継続実施することにより子ども達が変わってきたとの報告があり、その時々によって改善されていくべきだと考える。

このプログラムは、今の子ども達に低くなっているコミュニケーション能力を高めるものであり、もう少し時間を増やしてもいいのではないかと。

(質問) 夜間学級は、どのようなものか。

(回答) 夜間学級は、識字学習の場としてボランティア運営をしていたものを平成17年度に生涯学習事業と位置づけ、教育委員会より財政的支援を行っている。

る。

現在、城南中学校「夜間学級」と穴生・中学校夜間学級の二つの夜間学級があり、それぞれ個別のニーズに応じた教育がなされている。

一方、令和6年4月に、公立の夜間中学校を開校する予定であり、こちらは、教職員が配置され、教育課程も検討されている。

(質問) 子どもや若者の性被害問題が社会問題化する中、北九州市ではどのような取組みがなされているのか。

(回答) 令和2年6月に文部科学省より「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について」が出され、学校における生命(いのち)の安全教育の推進が打ち出された。

本市では、校長等でプロジェクトチームを編成し、教職員研修動画の作成、安全教育に関する教材や指導手引きの作成など、児童生徒が性暴力の加害、被害、傍観者にならないための指導について研究・周知を進めている。

(質問) 児童福祉法改正に伴い、北九州市ではどのような取組みがなされているのか。

(回答) 本市では児童福祉法改正に先駆け、令和2年度から、意見表明等支援員(アドボケイト)が児童養護施設を定期的に訪問し、子どもたちの声を聴く取組みを行っている。

本市としては、法改正を受け、令和6年4月の改正児童福祉法施行に向け、アドボケイトによる取組みを着実に実施し、子どもの権利擁護の環境整備等を検討していく。

児童相談所における子どもの意見聴取等については、児童福祉司や児童心理司などの専門職が子どもに寄り添い、想いを汲み取れる最善の努力を行っている。

## ○その他

(意見) 国の新たな動きや法改正など、人権課題に関する重点課題が、人権行政指針関係事業に反映されていない場合もあるので、各所管課の取組みについて明確に表現してほしい。

人権分野は、非常に幅が広く様々な価値判断のある領域であり、この審議会の役割としては、市民感覚と専門家の判断で市に対して提案していきたい。

網羅的な議論も重要であるが、多くの人権課題を計画的に取り扱うよう、次回審議会ではテーマを絞って議論してはどうか。

6 問合せ先 保健福祉局人権推進センター人権文化推進課  
電話 093-562-5010